

小松加賀環境衛生事務組合職員服務規程

昭和 54 年 3 月 31 日
規 程 第 1 号

(目的)

第 1 条 組合に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の服務については，法令その他特別の定めのあるものを除くほか，この規程の定めるところによる。

(準用)

第 2 条 前条の規定に基づく職員の服務については，小松市職員服務規程（昭和39年小松市規程第 1 号）を準用する。

附 則

この規程は，昭和54年 4 月 1 日から施行する。